

令和3年度 原山中学校部活動に係る活動方針



令和3年4月

1 はじめに

部活動は、興味と関心をもつ同好の生徒が、部活動を通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、その部活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であり、部活動の教育的意義は大きく、個性の伸長や規範意識の高揚、異年齢での人間関係の構築等、大きな役割を果たしている。また、日ごろの練習の成果を大会やコンクール等で発揮することにより、達成感や充実感又は悔しさなどを味わうことは、人間形成にとって重要な機会であるため、部活動は原山中学校の学校教育目標「抱け 輝け 拓け」を実現するために大変意義ある教育活動の一つであるといえる。

原山中学校部活動に係る方針は、部活動の意義や目的を改めて確認し、生徒や保護者、指導者にとっても、安全で充実した活動となり、生徒主体の教育活動として、部活動が適切に運営されることを目指す。

2 部活動の意義

生徒の興味関心を基に、スポーツや文化、科学等に親しませ、諸活動への意欲の向上や、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力に資するもの。

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高く、生徒の生きる力の育成や豊かな学校生活の実現のために効果をもたらすことが期待される。

また、教員にとっても、生徒とコミュニケーションを図り、授業では見られない生徒の長所や特徴を発見したり、良好な人間関係を形成したりする場として有効に活用することができるなど、重要な役割を担っている。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、活動方針及び上記アの活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定

並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は、以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に、大会・コンクール等への参加等で2日以上活動した場合、大会終了後の他の日を休養日として振り替える。

イ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準ずる。学校閉庁日学校閉庁日（5月1日、8月10日～13日、11月14日、1月4日）、及び年末年始（12月29日～1月3日）は休養期間とする。

ウ 1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、週末・休日・長期休業中は3時間程度とし、限られた時間の中で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(2) 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、(1)の休養日数と同数以上になるように設定する。

(3) 保護者や生徒から部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合については、適切に対応する。

5 部活動 活動計画

(1) 部活動の数

次の19団体の部活動を設置する。

NO	部活動名	NO	部活動名
1	軟式野球部	11	女子バスケット部
2	男子サッカー部	12	男子バドミントン部
3	女子サッカー部	13	女子バドミントン部
4	陸上競技部	14	吹奏楽部
5	男子ソフトテニス部	15	演劇部
6	女子ソフトテニス部	16	科学部
7	剣道部	17	美術部
8	女子バレー部	18	家庭部
9	卓球部	19	生活部
10	男子バスケット部		

(2) 活動日時

ア 平日

- ・活動曜日は、月・火・水・木・金とし、1日以上休養日を設定する。
- ・活動時間は原則として2時間程度とする。

①朝練習

登校時間	活動時間	活動場所
7:15頃	7:30～8:05	各部活動による

②放課後練習

○夏季 3月（学年末テスト終了）～10月（新人体育大会終了まで）

曜日	活動時間	下校時間
月	15:10～17:45（18:15）	18:00（18:30）
火・水・金	16:10～17:45（18:15）	
木	15:35～17:45（18:15）	

○冬季 10月（市新人体育大会終了まで）～2月（学年末前部活動停止期間まで）

曜日	活動時間	下校時間
月	15:10～16:45（17:15）	17:00（17:30）
火・水・金	16:10～16:45（17:15）	
木	15:35～16:45（17:15）	

* 県大会出場部活動は大会終了まで夏時間とする。

* 顧問の判断により、活動時間を短縮、延長することもある。

* 延長については、保護者の同意の下、各部において30分延長可能となる。

イ 週末、休日

- ・土曜日、日曜日のうちいずれかの1日以上の子養日を設定する。
- ・活動時間は原則として3時間程度とする。

ウ 長期休業中

- ・学期中の休養日の設定に準ずる。学校閉庁日学校閉庁日（5月1日、8月10日～13日、11月14日、1月4日）、及び年末年始（12月29日～1月3日）は休養期間とする。
- ・活動時間は原則として3時間程度とする。

エ 部活動の特性や実態により年間を見通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は、4（1）の休養日数と同数以上になるように設定する。